

## ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	体罰意識に関する構造的分析
Author(s)	中原, 弘之 / 狩谷, 佳子 / 菊地, 英雄 / 西野, 賢壽 / 宇野, 典義
Citation	茨城大学教育学部教育研究所紀要(22): 147-159
Issue Date	1990-03-20
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10109/11378">http://hdl.handle.net/10109/11378</a>
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係  
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

## 体罰意識に関する構造的分析

中原 弘之\* 狩谷 佳子\*\* 菊地 英雄\*\* 西野 賢壽\*\* 宇野 典義\*\*

### I 問題の所在と目的

昭和50年代に入って、「家庭内暴力」や「校内暴力」が社会問題、教育問題として次第に注目され、家庭における親子関係のあり方や学校教育のあり方について、頻りに論じられるようになった。校内暴力問題に対応するかのように教師による「体罰」問題にも議論が波及し、さらに50年代の後半になって「いじめ」の問題が関連するかたちで登場してきた。そして50年代から60年代にかけて小学生や中学生の登校拒否や高校生の中退現象が深刻化している。確かに、統計資料でみる限り、中学校における校内暴力件数や、小中学校におけるいじめ件数は減少傾向を示しており、それらに代わって登校拒否や中退が増加しはじめた観がある<sup>1)</sup>。

しかし、次々と表面化する問題行動は一見異質の根から生じた現象のように思えても、実はこれらの諸現象の根は共有しているところが多く、先の問題が根本的に解決された上で、別個の根から新しい問題行動が現れたというわけではない。例えば、いじめの問題は、児童、生徒間に依然として継続されているだけでなしに、大人の社会における職場においても「セクシャル・ハラスメント」というようないじめ現象が増加していることが、第二東京弁護士会主催の電話相談を通して捉えられている<sup>2)</sup>。

社会の変動に伴う家庭、学校、地域社会での人間教育の現状に、何らかの手を加えなければならない問題点があることは確かであるが、とくに本稿では人間の感情を核にして、問題解決の糸口を探ることにした。というのも、家庭内暴力、校内暴力、体罰、いじめ、登校拒否など、いずれも人間が自らの感情をうまくコントロールしたり、適切に表現したりすることに失敗した結果であり、さらに、相手の感情を正しく理解する力が乏しいことによる結果である。換言すれば、自分の感情の処理能力と相手の感情への理解力の育ちの問題であるように思われる。

このような感情を考えるに当たり、今回は教師の体罰問題について取り上げることにした。教師の体罰については、学校教育法の第十一条〔学生・生徒等の懲戒〕において、「……体罰を加えることはできない。」と明記され、法的には校長及び教員の体罰は禁じられている。しかし、「……バケツで頭から水をかけられた先生、殴られて骨折や裂傷を負った先生、男生徒に押さえ付けられ脱がされた先生、そして大きなおなかを蹴られ、切迫流産で入院した先生もいる。」「先生が生徒を殴る — 先生が悪い。生徒が先生を殴る — それも先生が悪い。そんな論理がなぜかまかり通るのだろう。」という「声」の欄への投稿が紹介されていた<sup>3)</sup>。その揚句、休職や退職に追い込まれている教師も現れているわけで、まさに人権問題である。だからといって「目には目を歯には歯を」という対応は、教育の場であるが故に是とするわけにはいかない。このようなもどかさのためなのか、現実的には、教師の体罰行為が法的禁止を承知の上で、相変わらず行われており、時として大きな社会問題へと発展することさえある。

そこで学校における体罰とはどういうことなのか、体罰の実態はどうなのかについて、大人の回答者

の職業、性、年齢、そして子どもの年齢などの要因に基づいて分析を試み、教師の自らの感情処理能力や児童・生徒への感情理解力について考察を行いたいと思う。

## Ⅱ 研究方法

### 1 調査内容

- 1) 体罰の概念について：学校教育法では、学生、生徒及び児童への懲戒は認めているが体罰は禁じている。体罰とは懲戒の内容が身体的性質のものをいい、身体に対する直接の侵害（なぐる、ける）、疲労、空腹その他の肉体的苦痛（端座、直立、居残り）などであるとの法務庁の見解がある。また、学校当番を懲戒として多く割り当てることはよいが酷使に相当することは許されないことや、遅刻者を、ある時間内教室に入れられないということも許されない等の懲戒の限度を示す文部省の見解もある。そこで、子どもへの懲戒として、肉体的苦痛か精神的苦痛かという基準と、直接的か間接的かという基準とを用いて構造化し、8つの懲戒場面を構成した。巻末の付表Ⅰの質問1に組み込まれた8項目がそれである。それぞれについて、体罰にあたるかあたらないかの判断を求めるようにした。
- 2) 体罰意識と人間関係について：現実問題として、体罰の受け手次第で、いわゆる体罰ではないのに体罰視することもあれば、いわゆる体罰なのに体罰視しないこともある。そこには与え手と受け手との人間関係が影響を及ぼしていると考えられるので、法重視か意識重視かの基準で対立する意見を4対設問した。質問2の4対がそれであり、賛成と思う意見を選択するようにした。
- 3) 具体的場面における教育的対応について：教師が子どもの行為を規制したり指導する場合、その直接的理由として、子ども自身のために放置できないこと、彼の子どものために放置できないこと、教師のために放置できないこと、の3つを取り上げ、それぞれ2つずつの場面を構成して6つの設問を準備した。質問3の6項目であるが、いずれも5つの選択肢から1つを選んでもらうようにしてある。すなわち、無視、その場で注意、残して説教、叩く（又は走らせる）、その他、の5つである。叩く（又は走らせる）という体罰に当たる対応が、どの程度回答されるかを知ろうとするものである。
- 4) フェイス・シート：回答者の性、年齢、職業、そして回答者の子どもの人数とその年齢などを分析の変数に用いるため、調査用紙の表紙に回答欄を設けた。

### 2 調査対象・手続き・期日

表1 調査対象など（表中の数字は不完全データを除外した後のデータ数である。）

	男	女	計	所属・場所	期日
教師1	51	24	75	社会教育講習講座受講生・茨城大学	1989年8月2日
教師2	17	22	39	教育相談講座受講生・茨城県教育研修センター	1989年7月28日
教師3	12	2	14	夏期認定講習受講生・茨城大学	1989年8月5日
保護者	0	61	61	のびのび子育て事業相談員・茨城県青少年会館	1989年9月20日
学生	98	164	262	茨城大学児童心理学受講生・茨城大学	1989年9月7日

表1に示すように、教師、保護者、学生の3つの集団の協力を得て調査を行った。教師1、2、3、は教師集団として一括して特色を捉えることにする。

### 3 資料整理

得られた素データは、東京大学大型計算機センターの統計分析プログラムパッケージSPSSXを利用して行われた。

## III 調査結果

### 1 どのような行為が体罰か

質問1では、それぞれの行為が「体罰にあたる」と思う（以下、「体罰」）か、または「体罰にあたらない」と思う（以下、「非体罰」）かについて調査した。結果は、表2のとおりである。

表2 体罰の概念（数字は％ 体…体罰にあたる、非…体罰にあたらない）

	教 師		保 護 者		学 生		性別（全体）				39歳以下		40歳以上		低年齢の子		高年齢の子			
	男 n=80	女 n=48	n=61		n=262		男 n=178		女 n=273		n=98		n=91		n=84		n=57			
	体	非	体	非	体	非	体	非	体	非	体	非	体	非	体	非	体	非		
(1)ゲンコツ	72.7	27.3	72.4	27.6	44.3	55.7	57.6	42.4	61.4	38.6	57.9	42.1	65.6	34.4	46.1	53.9	65.1	34.2	50.9	49.1
(2)モノサシ	72.9	27.1	96.6	3.4	57.7	42.3	81.3	18.7	72.1	27.9	80.6	19.4	73.2	26.8	82.4	17.6	67.9	32.1	66.7	33.3
(3)大 声	17.0	83.0	44.8	55.2	14.1	85.9	18.7	81.3	15.7	84.3	22.1	77.9	22.7	77.3	62.9	37.1	20.2	79.8	21.2	78.9
(4)罵 声	62.9	37.1	82.8	17.2	60.9	39.1	79.0	21.0	71.2	28.8	74.9	25.1	67.3	32.7	62.9	39.8	58.8	41.2	67.9	32.1
(5)グランド	71.9	28.1	82.8	17.2	48.5	51.5	67.9	32.1	72.7	27.3	62.0	38.0	69.4	30.6	60.2	39.8	70.6	29.4	49.1	50.9
(6)正 座	78.7	21.3	89.7	10.3	66.2	33.8	76.0	24.0	79.3	20.7	73.2	26.8	78.4	21.6	71.1	28.9	79.8	20.2	70.9	29.1
(7)一切無視	60.2	39.8	93.1	6.9	77.5	22.5	78.6	21.4	71.1	28.9	79.4	20.6	73.2	26.8	70.3	29.7	68.2	31.8	78.9	21.1
(8)反省会	32.6	67.4	78.6	21.4	38.0	62.0	28.5	71.5	27.9	72.1	38.6	61.4	40.2	59.8	42.9	57.1	36.9	63.1	47.4	52.6

職業別に見ると、教師、保護者、学生のうち、保護者の回答は、項目7「一切無視をする」（以下、「一切無視」）と項目8「反省会」を除き、「非体罰」の割合が高い傾向が認められる。また、男性教師は肉体的苦痛を与えるような行為（項目1「頭をゲンコツで叩く」、など）を「体罰」とみなし、女性教師はどの項目に対しても「体罰」であると回答する傾向が強い。体罰を受けた側に立つ学生は項目4「罵声をあびせる」（以下、「罵声」）、「一切無視」の2項目において、それらを「体罰」と回答する割合が、他の職業群よりも高い。

性別によって比較すると、女性は男性よりも、「モノサシ」（項目2「モノサシで手の甲を叩く」）、「罵声」、「一切無視」の項目において「体罰」とみなす割合が高い。また、この傾向は、20歳(学生)、39歳以下、40歳以上、の3群に分けた年齢別においても、20歳群の特色として現れている。

子どもをもつ回答者を子どもの年齢によって分けると、高い年齢の子どもをもつ回答者のほうが、年齢の低い子どもをもつ回答者よりも、それぞれの項目を「体罰」とみなす割合が高い。

保護者が教師や学生よりも、2項目を除いて「非体罰」と見なす傾向が強かったことについては、次の2つの視点によって考察することができる。第1点は今回保護者として回答した回答者は、比較的年齢層が高い層であったためである。年齢別にこれらの回答傾向をみたとき、40歳以上の回答者の傾向は、項目のそれぞれに対して「体罰」と「非体罰」の割合は、「非体罰」の方が高い傾向にあることか

らも、高い年齢層の感覚として今回の項目は、体罰にはならない行為と考えられるかもしれない。また、第2点としては、保護者は教師に子どもを預けている立場であり、教師は預かっている立場であるという、教師と保護者の「立場の違い」の現れとも考えられよう。同じ女性でありながら、教師の立場にある女性教師の回答傾向が、どの項目においても「体罰」に傾いていることから考えても、教師と保護者の立場の違いが、体罰の概念規定に影響を与えていると考えられる。男性教師が、肉体的な苦痛を伴う行為を「体罰」とし、女性教師は、肉体的・精神的の別に拘わらず、苦痛を伴うものを「体罰」とみなす傾向については、教師の性別に基づく児童生徒との人間関係のあり方によるものと考えられよう。学生が精神的苦痛の与えられる罰を肉体的苦痛の与えられる罰と同じように「体罰」とみなすのに対し、教師は、比較的肉体的苦痛の与えられる罰を「体罰」と回答していることは、「体罰」に関して、罰を受ける側と与える側との間に、何らかのギャップがあることを示唆するものであろう。

## 2 体罰の是非に及ぼす人間関係

ここでは質問2によって教師による子どもへの身体的苦痛に関して、回答者が法重視の立場（ア）をとるのか、あるいは意識重視の立場（イ）をとるのか、についての調査結果を記すことにする。

まず、職業群を教師・保護者・学生に区分したところ、次のような結果となった。項目1「愛のムチと思うなら」では、女性教師の法重視の割合が72.2%と高い値である。一方、保護者は意識重視の割合が52.9%を占めており、学生の回答傾向との間に5%水準で有意差が認められている。しかし全体では、法重視が58.4%となり、項目2「説教よりゲンコツ」・項目3「体罰と感じないなら」・項目4「信頼関係があれば」と違って法重視傾向である。「愛のムチ」とは教師が身体的苦痛を感じさせないようにしむけた言葉、というイメージがあるのかもしれない。項目2では、また女性教師の法重視の割合が目立っている。一方、男子学生の60.2%（教師の回答との間に5%水準で有意差が認められた）、保護者の57.4%は意識重視の立場である。全体では、法重視が48.2%、意識重視が51.8%となり、ほぼ半々である。項目3においては、学校教育法で身体的苦痛が禁止されているにも拘わらず、男性教師は意識重視の割合が59.1%と高くなっている。また保護者の意識重視の割合は67.1%であり、他より突出している。全体でも意識重視は57.8%であり、法重視42.2%との差は15.6%と大きい。学校教育法との関係について問題となってくるところであろう。項目4では、法重視の割合は女性教師57.1%、女子学生51.5%の順で高い。一方、意識重視の割合は保護者61.2%、男性教師59.3%の順である。以上職業群別の結果から、女性は相対的に法重視の立場をとっていることが指摘できる。また保護者、男性教師、男子学生は意識重視の傾向が高い。特に保護者は4つの項目すべてにおいて意識重視が法重視を上回っている。これらのことは、男女においての感覚のずれや子どもに対する責任の軽重などによっておこることなのではないだろうか。

次に、年齢別に20歳・39歳以下・40歳以上に区分して分析して行くことにする。まず項目1では、20歳の法重視の割合が61.3%と高く、20歳以外の54.3%と比較すると7.0%の差がある。又、39歳以下は法重視の割合が51.0%であり、意識重視の49.0%とほぼ半々になっている。項目2においては、意識重視の立場をとる傾向が強いのは20歳で、その割合は54.2%となっている。一方、20歳以外はどちらかという法重視(51.6%)の傾向である。また、39歳以下は項目1とは対照的に他より法重視の割合(53.1%)が高くなっている。項目3は、全体の意識重視の割合が57.8%と極端に高く、特に20歳以外は60.0%を示している。また、意識重視の割合は20歳55.6%、39歳以下59.8%、40歳以上62.1%となり、年齢が高くなるにつれてその割合も上昇している。また項目4では、20歳(49.8%)よりも20歳以外(57.5

%)の方が意識重視の割合が高いことを示している。そして項目3と同じように、年齢が高くなるにつれて意識重視の割合が上昇していることもわかる。(20歳49.8%, 39歳以下53.7%, 40歳以上61.6%)。以上、年齢別における結果から、20歳と20歳以外との間に身体的懲戒に関して感覚的相違があるようである。

最後に、子どもをもつ回答者を子どもの年齢によって幼小中、高校以上、なし(子どもをもたない回答者)の3つに区分して分析してみた。その結果、高校以上の親は項目1を除いていずれも意識重視の割合が高い(60%前後)。一方、子どもをもたない回答者は子どもをもつ親よりも相対的に法重視の割合が高い。幼小中の親(50.6%)は項目2で高校以上の親(40.7%)よりも9.9%法重視の割合が高い。ただ、これらの3群の関係については有意差が認められなかった。しかし、いずれにしても子どもの有無や年齢は、なんらかの要因として関与していることを示している。

### 3 具体的場面における体罰の導入

ここでは具体的な場面でどのような方略をとるかということについて、職業(教師、保護者、学生)、性に分けて調べてみた。質問3の全項目を通し「その場で言う」(「即注意」)と答えたものが多いが、各項目で特徴的なものを上げてみると、項目1では「叩く」という答えが教師で圧倒的に多く(約20%)、特に男性教師でそれが多くなっている。項目2では「無視」が教師で多く、特に女性教師でその割合が多くなっている。項目3では「叩く」が教師で20%と多く、保護者、学生の約2倍となっており、なかでも男性教師の割合が最も多い。「残し説教」の割合も多くなっている。項目4では「叩く」は教師が多く、保護者、学生の2倍、「残し説教」が教師、学生で25~30%と多くなっている。項目5では「叩く」が教師で多く、保護者、学生の2~3倍で特に男性教師が多い。項目6ではいずれも「無視」の割合が他の1~5の項目に比べて多くなっている。

次に年齢別にみると、全項目にわたり「即注意」と答えたものが多くなっている。また各項目で特徴的なものは以下のようなものである。項目1では「残し説教」「叩く」を合わせた割合は39歳以下が最も多く、特に「叩く」の割合が多くなっている。項目2では「無視」が39歳以下で多い。項目3ではいずれも「残し説教」「叩く」と答えた割合が多く、特に「叩く」は39歳以下、40歳以上とも多くなっている。項目4ではいずれも「残し説教」「叩く」の割合が30%強と多く、「叩く」は39歳以下が9.2%と最も多い。項目5では39歳以下で「叩く」が多い。項目6では「無視」の割合が多くなっており、「叩く」が39歳以下で多くなっている。

さらに、子どもをもつ回答者を長子の年齢によって分けてみると、全項目にわたり「即注意」と答えたものが多いが、その他の特徴的なものとしては、項目1では高校以上の長子をもつ親は他と比較して、「叩く」がほとんどなく、「即注意」が特に多い。また子どものいない人は「残し説教」というのもやや増えている。項目2では幼小中の長子をもつ親は「無視」という場合がみられる。項目3では幼小中の子をもつ親は「叩く」が他と比べて多くなっており、子どものいない人は「残し説教」が多くなる。項目4では幼小中の長子をもつ親は「叩く」が多くなっている。また子供の有無に拘わらず、「残し説教」が他の項目に比べて多くなっている。項目5では幼小中の長子をもつ親で「叩く」が他よりも多い。項目6では「叩く」が幼小中の長子をもつ親で多く、「無視」が他のどの項目より多くなっている。

またこの質問を通して「その他」と答えた意見としては、項目1では「生徒によって対応する」「健康上の害について話す」、項目2では「自分の授業を反省する」「補習をする」、項目4では「他の生徒のわからない所で指導する」「保護者にも連絡し指導する」、項目5では「生徒に応じて、待つかそ

の場で指導するかを判断する」, 項目6では「身体的欠陥をからかうことは人間として恥ずべきことであると注意する」「笑って答える」などが上げられる。

以上のような結果から「叩く」ことに注目してみると, 教師特に男性教師, 39歳以下の年齢, 長子が幼小中の親で多く見られる傾向があり, 具体的な場面としてはいずれもその場で指導するという考えが多いが, 金品の脅しとりや窃盗のような問題の深刻な場面においては, 叩いてでも止めさせる, 残して説教するといった切羽詰まった具体的な関わりとなって現れており, このことは読売新聞社が行った全国世論調査<sup>4)</sup>での体罰が必要の場合(体罰事由)で「暴力行為や盗みなど」, 「非行がわかったとき」, 「喫煙, 飲酒をしたとき」などの回答において高い割合を示しているのと同じような傾向を示している。

#### IV 結果の分析

##### 1 資料の関係づけ

前述の調査結果において, 全調査項目についての回答者別特色を指摘したが, 以下の分析においては, 質問2の法重視か意識重視かの回答を軸にして, 質問1の体罰の概念と, 質問3の体罰の行使に関する回答を比較分析することにしよう。幸い, 質問2の4対の設問に対しては, いずれも, ほぼ半々に意見が別れているので, これらの4問と質問1, 質問3のすべての設問とのクロスを行い, カイ二乗検定を試みることにした。

##### 2 体罰概念に関する諸要因について

質問2の項目1~4に対して法重視の立場をとるか, 意識重視の立場をとるかによって体罰のとらえかたに及ぼす影響について考察する。

「ゲンコツ」「モノサシ」「グランド3周」「正座」といった, 児童生徒に対して直接的に身体的・肉体的苦痛を伴わせる懲戒については, 法重視, 意識重視の両群とも「体罰」に値すると半数以上が回答している。しかし意識重視群の方は, 法重視群よりも「非体罰」とする回答も多いことは事実である(0.1%水準で有意)。

また, 法重視群は, いずれの問いかけに対しても80%前後の高い割合で, 「体罰」とみなしている。これに対して, 意識重視群は, 「ゲンコツ」は50%以下, 「モノサシ」「正座」は60%以上と, 直接的な身体的懲戒に対する考え方に変動があるのが特徴である。

さらに, 「大声」「他者から注意」については, 両群とも体罰とする割合は少ないが, 「罵声」の場合は「一切無視」と同様, 直接的に身体に苦痛を与えないにも拘わらず, 両群とも「体罰」とする場合が高い。このことは, 児童生徒への心理的な苦痛の程度を, その状況の重さを推し量って回答しているものと見られる。しかし, 学校教育法第十一条で規定されている「但し, 体罰を加えることは, できない」との規定に対しては, 「身体に対する侵害を内容とする懲戒, 一なぐる, 蹴るの類一がこれに該当することはいうまでもないが, 更に被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒も又これに該当する」と, 解されている<sup>5)</sup>。この見解は, 現場教師のとらえ方の間に違いを感じさせる。即ち, 法重視と意識重視の両群とも, こうした心理的懲戒に対しても「体罰」ととらえ, 身体的苦痛のみを体罰としない点である。これについては, 年齢, 職業, 性等によって差が生ずるかどうかが, 別の角度からの分析が必要である。

### 3 体罰行使に関する諸要因について

具体的場面を想定して教育的関わりを回答させたのが質問3である。質問2の法重視か意識重視かによって、児童生徒に対し、関わり方に差があるかどうかを分析してみると、以下のようなものである。

即ち、両群とも、いずれも「その場で言う」が多くなっている。これは、質問に対する回答のさせ方が他の項目と比べると、無難で、良い教師のイメージを持たせ易かったためなのか、この回答が他を圧倒している。選択肢でなく、すべて記述式であれば、この質問に対する回答者の葛藤が、もっと複雑に出たのではないかと推測できる。

「タバコ」「恐喝」「窃盗」等は非行のイメージにつながりやすいためか、この場面に対する質問は法重視、意識重視の両群とも、「叩く」を行使しても止めさせる、という回答が多い。しかし、法重視に比べ意識重視のほうが「叩く」は多くなっている。

体罰の肯定論の多くが、「非行→厳しい教育→体罰」と言われている<sup>6)</sup>。今回、回答した「意識重視」の人達が、こうした論理の持主であるかどうかは推測の域を出ないが、非行防止に対する体罰効果への信仰も強いことを伺い知ることができる。また、法重視、意識重視の両群について具体的行使を比較すると、法重視群は「無視」の関わりかたが意識重視群より多くなる傾向にあるということが特徴の1つである。一方、意識重視群は、「説教」「叩く」「その他」とさまざまな関わりがとられ、児童生徒に対する関わりの葛藤の多さが目立つのも特徴的である。これは、意識重視と法重視の両群の回答者のパーソナリティの違いによるのか、指導観の違いによるのか今後の分析を必要とするところである。

## V 要 約

今回、教師、保護者、学生450名の協力を得て、教師が児童生徒に対する関わり方についての回答を得た。特に、教師の児童生徒に対する体罰については、学校教育法によって禁じられているが、そのようには意識せずに体罰を行ったり、体罰と意識しながら、教育上必要な行為として体罰に及ぶ教師が存在する。われわれは、そもそも体罰をどのような行為として理解しているか、どのような条件ならば体罰が認められると考えているか、そして、体罰がどのような具体的場面で正当化されるか、などについて、教師、保護者、学生から回答を得て、人間の自分自身の感情の処理と、他者の感情の理解のあり方について分析することにした。

まず、「体罰」という概念についてであるが、次の5つの特色が指摘できる。①「大声で怒鳴る」「他者から注意」の2項目は体罰回答率が低かったが、他の項目は60～80%の体罰回答率を示している。しかし、法的に「体罰」と判断すべき行為に対しても100%の体罰回答率に至っていない。②総じて保護者は、体罰回答率が低く、特に「頭にゲンコツ」や「グランド3周」のような、いわゆる体罰行為に対しては、鍛練の意味からなのか、体罰回答率が低い。しかし、「一切無視」のようなウェットな行為に対しては逆に体罰回答率が高くなっている。③女性教師は著しく体罰回答率が高く、いわゆる体罰行為に対しても極めて否定的な姿勢が強い。④長子が幼小中である親は、いわゆる体罰行為に対して体罰回答率が高いのに対して、長子が高校以上である親は精神的苦痛が予想されるような行為に対して体罰回答率が高くなっている。⑤有意差はないが、回答者の年齢が39歳以下の方が40歳以上よりも体罰回答率が高い傾向が認められた。

次に、法重視か意識重視かについてであるが、質問2のAは法的にはいずれも賛成すべき筈の内容で



あるにも拘わらず、子どもの立場からみて体罰とみなされないなら……という条件が前提となる意識重視のイと対応させると、アの法重視の回答率は40～60%と減少する。男性よりも女性の方がアを支持する傾向が見られ、ここでも女性の方が法の規定に従った回答が多い。

質問3による具体的場面における体罰行使については、イの「即注意」に回答が集中して設問上の反省点となっているが、イ以外では、男性教師のウの「残し説教」とエの「叩く」が多く、女性教師では項目6「教師への悪口」を除き、オの「その他」が多い。また、「叩く」が多かったのは長子に幼小中の子どもをもつ親で、高校以上の子どもをもつ親より多く見られた。「その他」の内容は、項目2では教師自身の反省、項目3、4では行為の理由の確認、項目5では教授法の工夫、項目6では洒脱にさばく、などの意見が自由記述されていた。教師は体罰を否定しつつも指導法のひとつとして体罰をみる傾向があるようだ。

質問2の、法重視と意識重視を柱に、体罰概念と具体的場面での体罰行使の関係をみると、「一切無視」を除き法重視群の方が意識重視群より体罰回答率が高く、具体的場面での体罰行使の回答率は低くなっている。質問2のイは、あくまで体罰を行使する大人の側で一方向的に思い込む危険性があり、大人が「愛のムチ」と思っても、受ける側の子どもがそのように受け止めてくれるかどうか未知数である。したがって、質問2のイに同意することは大変危険なカケでもある。教師（大人）にも感情があり、対人関係において表出されるのは当然であるが、はたして児童生徒が「信頼関係を前提としている」とか、「愛のムチ」であるなどの認識に基づいて教師の感情を受け止めてくれるであろうか。このような相手の感情についての正しい理解が可能な教師にだけ、イへの同意が許されるものといえよう。「体罰」というのは、与える側と受ける側との人間関係によって判断が変化する複雑な行為であるからである<sup>7)</sup>。

#### 注

- 1) 日本総合愛育研究所 編「'88/89日本子ども資料年鑑」pp. 348-353 中央出版 1988
- 2) 朝日新聞 「性的いやがらせ」（社会面記事）平成元年10月8日付朝刊
- 3) 鈴木 正子 「教師の人権はだれが守るの」（「声」の欄）朝日新聞 平成元年10月10日朝刊
- 4) 星野安三郎 「親・教師の懲戒権と子どもの人権－宿題強制の是非－」星野安三郎・牧 征名・今橋 盛勝編著『体罰と子どもの人権』pp. 2-32 エイデル研究所 1984
- 5) 法務庁法務調査意見長官通達（昭和23年12月22日）
- 6) 安藤 博 「体罰を肯定する論理の検討」今橋 盛勝『教育実践と子どもの人権』pp. 169-193 青木出版 1985
- 7) 深谷 昌志 「現代の子どもにとっての体罰」深谷 昌志編『体罰』（現代のエスプリ, 231,）pp. 5-25 至文堂 1986

## あとがき

本研究は、教育学研究科の「発達心理学特論」に参加した4人の院生との討論と調査によってまとめられた。本稿の執筆は狩谷佳子がⅢ-1、宇野典義がⅢ-2、菊地英雄がⅢ-3、西野賢壽がⅣ-2、Ⅳ-3を分担した。他の箇所は中原弘之が担当した。なお、調査に際しては、馬場道夫教授、安達喜美子助教授、そして茨城県教育庁社会教育課のお世話になった。ここに記して感謝の意を表したい。

## 付 表 I

## 教師が児童生徒に対する関わり方についてのアンケート

茨城大学教育学部発達心理学研究室  
教育問題研究会（代表 中原 弘之）

昨今、体罰や校内暴力、いじめ等がテレビや新聞で大きく報道されることがあり、こうした事柄に対して関心が高まりつつあります。

そこで、今回教育問題研究会において「教師が児童生徒に対する関わり方」について種々のご意見を頂き、この問題に対する理解の一助としたいと存じます。どうか以下の調査にご協力下さいますようお願い致します。

記述方法 : すべて選択肢を○で囲む形式で回答して下さい。

回答者へ、あなたのことについてお尋ね致します。

性 別	男、 女	年 齢	歳
職 業	教師（幼・保、小、中、高、その他）、 保護者、 学 生		
お子様の年齢	歳，	歳，	歳， 歳， 歳

【質問1】：教師が教育的関わりの一環として次のようなことを行った場合、ア、イのどちらであると思いますか。該当する方に○を付けて下さい。

(1) 児童生徒の頭にゲンコツをした。

ア 体罰にあたる                      イ 体罰にあたらない

(2) 児童生徒の手の甲をモノサシでたたいた。

ア 体罰にあたる                      イ 体罰にあたらない

(3) 児童生徒を大声で怒鳴りつけた。

ア 体罰にあたる                      イ 体罰にあたらない

(4) その児童生徒に他の児童生徒の前で罵声をあびせた。

ア 体罰にあたる                      イ 体罰にあたらない

(5) 児童生徒にグラウンドを3周させた。

ア 体罰にあたる                      イ 体罰にあたらない

(6) 児童生徒に授業が終わるまで、教室内で正座をさせた。

ア 体罰にあたる                      イ 体罰にあたらない

(7) 児童生徒の発言や問いかけを一切無視した。

ア 体罰にあたる                      イ 体罰にあたらない

(8) 反省会を開かせて他の児童生徒から注意をさせた。

ア 体罰にあたる                      イ 体罰にあたらない

【質問2】：以下の(1)～(4)において、ア、イのいずれの意見に賛成ですか。該当する方に○を付けて下さい。

- (1) {  
 ア 懲戒とはいえ身体的に苦痛を与えるようなことを行ってはならない。  
 イ 結果的に愛のムチとなるなら身体的懲戒を行ってもよい。
- (2) {  
 ア たとえ信頼関係を失うことがないからといって殴打のような行為は行ってはならない。  
 イ 信頼関係のない教師の説教より信頼関係のある教師のゲンコツの方がよい。
- (3) {  
 ア 学校教育法で禁止されているのだから、肉体的苦痛を与える行為は絶対にいけない。  
 イ 体罰を受けたと感じない範囲ならば身体的懲戒も許されるべきだ。
- (4) {  
 ア 信頼関係がないのなら身体的懲戒はいかなる場合でも認められない。  
 イ 信頼関係があれば身体的懲戒は体罰とならぬ範囲で認められる。

【質問3】：以下の(1)～(6)の場面において、あなたはアイウエオのいずれをとりますか。どれか一つを選んで○を付けて下さい。なお、オの場合は具体的にご記入下さい。

- (1) たばこを吸っているのを見たとき  
 ア 無視する。  
 イ 健康を害するからやめるようにその場で言う。  
 ウ 放課後残し説教する。  
 エ 理由を聴くまでもなくその場で叩いてでもやめさせる。  
 オ その他(具体的に： )

- (2) 自分の教えている教科の試験の成績がクラス全員悪いとき  
 ア 無視する。  
 イ 分からないときは聞直し、次にまた頑張るようにその場で言う。  
 ウ 放課後残し説教する。  
 エ 全員に成績が悪かった見せしめにグラウンドを走らせる。  
 オ その他(具体的に: )
- (3) 下級生を脅かして金品を出させているのを知ったとき  
 ア 無視する。  
 イ 人間として恥ずべき行為であるからやめるようその場で言う。  
 ウ 放課後残し説教する。  
 エ 悪い芽をつむ為その場で叩いてでもやめさせる。  
 オ その他(具体的に: )
- (4) 教室の内外で友達の商品を盗んだのを知ったとき  
 ア 無視する。  
 イ 人間として恥ずべき行為であるからやめるようその場で言う。  
 ウ 放課後残し説教する。  
 エ 悪い芽をつむ為、その場で叩いてでもやめさせる。  
 オ その他(具体的に: )
- (5) 授業中に奇声をあげたりおしゃべりをしている児童生徒に対して  
 ア 無視する。  
 イ 授業に集中するようにその場で言う。  
 ウ 放課後残し説教する。  
 エ 授業妨害になるので叩いてでもやめさせる。  
 オ その他(具体的に: )
- (6) 廊下を歩いていて、児童生徒から「ハゲ」とか「ちび」といった、教師の人格を傷つける言葉が投げかけられてきたとき  
 ア 無視する。  
 イ 相手に対して失礼だからやめるようにその場で言う。  
 ウ 放課後残し説教する。  
 エ 言われる人は不愉快だから、叩いてでもやめさせる。  
 オ その他(具体的に: )

以上、ご協力 ありがとうございました。